

南山新城碑研究の軌跡

篠原啓方

A historical overview of the studies on Namsansinseong-bi (南山新城碑)

SHINOHARA Hirokata

Namsansinseong-bi, the stele of Silla, is very important for study of local communities and law of Silla in 6th Century. This paper presents a historical overview of the studies on Namsansinseong-bi, dividing content analysis and approach into three stages.

キーワード：南山新城碑、力役、地方統治、新羅、城村

はじめに

南山新城碑（以下「新城碑」と略称）は、朝鮮半島が日本の植民地下にあった1934年、慶州郡（現大韓民国慶尚北道慶州市）において、大坂金太郎と崔南柱によって発見された新羅碑であり、またその後見つかった類似の内容を持つ碑の総称である。中古期、特に6世紀における新羅の地方社会や制度を知る上で重要な資料であり、新たな碑が見つかるたびに研究が積み重ねられ、研究史は80年目を迎えた。植民地期の研究は日本人によってほぼ独占されてきたが、いわゆる解放（1945年8月15日）後、特に韓国の研究者によって多くの成果があげられており、今日、少なくとも量においては日本の研究成果を圧倒している。

こうした点で、日本における新羅史研究も、韓国学界における研究成果の整理と検討なしには成立しなくなっていると言えるが、日本の新羅史研究は、研究者自身の論文に敷衍する形で韓国の成果を断片的に紹介するにとどまる傾向がある。その理由の一つは、学術論文の入手の困難さにあった。だが近年、韓国の電子化ジャーナル（KISS、DBPIAなど）の充実は目を見張るものがあり、海外での閲覧も容易になった。

このような状況を踏まえ、日本を含め韓国の研究がどのような過程を経て現在に至る成果を生み出してきたのかを概観することも無意味ではないと考える。ただ新城碑に言及した論文は筆者の知る限りで50本を超え、そのすべてを紹介するのは困難である。そこで本稿では、新城碑の専論を中心に、研究の歴史をⅠ～Ⅲ期に分け、研究の軌跡をたどってみたい。

第I期 (1934年～1973年)

第I期は、新城碑文の解釈が進み、内容から読み取れる様々な問題が提起された時期である。前述のように新城碑は1934（昭和9）年10月31日、朝鮮総督府博物館慶州分館に勤務していた大坂金太郎と慶州古蹟保存会の囑託であった崔南柱によって発見された¹⁾。大坂はこの1行20文字、全9行にわたって記された碑文の釈文を示すとともに、碑文が「南山新城」（1-⑨～1-⑫）の築造に関するものであり、内容は警告文（1-①～2-⑭）と、城の築造・監視に携わった関係者の職官人名が列記された部分（2-⑮～9-⑰）に大別されるとした。

まず問題とされたのは、南山新城がどこを指すのか、そして築造年と考えられる「辛亥年」（1-①～1-③）がいつかであった。発見場所は慶州郡内南面塔里字月南小字識慧谷の金憲瑤氏宅前で、オンドル用の石として付近から持ってきたものであった。大坂は碑文の「南山新城」が現慶州市街地の南に位置する南山城²⁾だとし、また碑文の「辛亥年」を『三国史記』に見える南山城の築造記事（辛亥年=591年）³⁾と一致するとし、591年と考えた。城の比定と年代は、現在も定説として受け容れられている。

表1 発見当時の釈文（大坂金太郎）

| 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
|---|----|----|----|----|----|----|----|----|---|
| | □ | 干? | 叱? | 郡? | 喙 | 普 | 年? | 辛 | ① |
| | □ | □ | □ | □ | 尺? | 乃 | 岁? | 亥 | ② |
| □ | 提 | 尺 | 祀 | 知? | 上? | 古 | 破 | 年 | ③ |
| 受 | 上 | 阿 | 干 | 余 | 舍? | 大 | 者 | 二 | ④ |
| □ | 知 | 叱? | 文 | 利 | 知 | 舍 | 罪 | 月 | ⑤ |
| 一 | 祀? | 丁? | 尺 | 上 | 大 | 奴 | 教 | 廿 | ⑥ |
| □ | 沙? | 次 | □ | 干 | 舍 | 舍 | 事 | 六 | ⑦ |
| □ | □ | 干 | 文 | 匠 | 郡 | 道 | 爲 | 日 | ⑧ |
| □ | 提 | 文 | 知 | 尺 | 上 | 使 | 聞 | 南 | ⑨ |
| 八 | 上 | 尺 | 阿 | 阿 | 村 | 沙 | 教 | 山 | ⑩ |
| 寸 | 首 | 竹 | 尺 | 良 | 主 | 喙 | 令 | 新 | ⑪ |
| | 余 | 生 | 城 | 村 | 阿 | 舍 | 誓 | 城 | ⑫ |
| | 次 | 次 | 伎 | 末 | 良 | 親 | 事 | 任 | ⑬ |
| | 干 | 一 | 上 | 工 | 村 | 大 | 之 | 節 | ⑭ |
| | 占 | 伐 | 阿 | 次 | 今 | 舍 | 阿 | 如 | ⑮ |
| | 提 | 面 | 良 | 干 | 知 | □ | 良 | 法 | ⑯ |
| | 上 | 提 | 沒 | 奴 | 撰 | 沽? | 邏 | 以 | ⑰ |
| | 辱 | 上 | 奈 | 舍 | 干 | 道 | 頭 | 作 | ⑱ |
| | 广? | 珍 | 生 | 村 | 柒 | 使 | 沙 | 後 | ⑲ |
| | 汝 | 巾 | 上 | 次 | 吐 | 沙 | 喙 | 三? | ⑳ |

1) 大坂金太郎「慶州に於て新たに発見せられたる南山新城碑」(『朝鮮』235号、1934)
 2) 20世紀まで南山城の名で呼び習わされており、同名で国家史蹟(第22号)に指定されていたが、同碑文に基づき、2011年に南山新城と名称が変更された。
 3) 『三国史記』卷4、真平王13年。「秋七月、築南山城、周二千八百五十四歩」

この報にいちやく応じたのは、当時京城帝国大学の教授であった藤田亮策である⁴⁾。藤田は語順や吏読の使用などから、碑文がいわゆる朝鮮流の漢文で書かれていること、誓言の文が担当者に責任を負わせるものであること、人名が職名・部名・本名・官位の順に統一されていること⁵⁾、職官が京の内官と地方の外位で構成されていること、などを新たに指摘した。また碑文の「二月廿六日」と三国史記の「秋七月、築南山城」の関係について「着手と竣工か？」とした大坂の指摘に理解を示した。藤田は新城碑文の職名は史籍に見られないものがほとんどであり貴重な発見であることを強調している。ただ内容はあまりにも断片的であり、文献史料を中心とする当時の歴史研究に結びつけるのは困難であった。

その後、日本の敗戦や朝鮮戦争といった社会の混乱期を経て、1956年、南山周辺で新たな碑片が発見された。誓約文の字句が同じであり、発見直後は1934年に発見された碑と同じものが何らかの原因で毀損され、破棄されたものと考えられたが、登場人物の名が異なっていたため新たな碑であることが判明した。さらに1960年にも人名表記の異なる碑が見つかり、1934年発見のものを第1碑とし、発見順に第2碑、第3碑と命名された⁶⁾。そして1960年12月には第2碑の下半分と、下半分のみの新たな断碑（第4碑）が発見され、南山新城が多くの人員を動員して築造されたことが分かった。この時期に国立博物館慶州分館長であった秦弘燮（後に梨花女子大学校教授）は、第1碑～第4碑を相互比較することによって多くの成果をあげた⁷⁾。まず既積文の誤りを修正し、築城を直接担当した工人の存在を明らかにし、官職の性格を詳細に検討した。また第3碑の登場人物がいずれも内官であること、各碑の受作距離や人名が異なる点から各碑文の登場人物が一分団として築城作業を行ったこと、受作距離の決定は工事の難易度によって行われたであろうこと、などを指摘した。さらに碑文に登場する城村の位置を比定する一方、南山城の周長（2854歩）を碑文の受作距離の平均値で割り、200基余りが立てられていた可能性を指摘した。

以上のように、南山新城碑は、複数の碑が発見されることによって積文の比較・修正が可能となり、碑文の解釈に大きな進展が見られた。碑文や碑石に関する指摘は多岐にわたっており、今日に至る問題意識はほぼ出揃っていたと言ってよい。また内容において多くの比重を占める歴名部分（表2）は、新羅の六部⁸⁾、身分制⁹⁾、官制¹⁰⁾ 研究の資料としても援用されていた。ただ「本碑が史料としての価値は多くないとしても…」

表2 歴名の職名と官位
(第1碑、秦弘燮積文)

| | 職名 | 官位 |
|----|-------|----|
| 1 | 阿良邏頭 | 大舍 |
| 2 | 奴舍道使 | 大舍 |
| 3 | 营圪道使 | 大舍 |
| 4 | 郡上村主 | 撰干 |
| 5 | 柒吐郡□ | 上干 |
| 6 | 匠 尺 | 次干 |
| 7 | | 祀干 |
| 8 | 文 尺 | 阿尺 |
| 9 | 城 使 | 上干 |
| 10 | 匠 尺 | 次干 |
| 11 | 文 尺 | 一伐 |
| 12 | 面 捉 上 | □ |
| 13 | 面 捉 上 | 次 |
| 14 | 面 捉 上 | 次干 |
| 15 | 石 捉 上 | 次□ |

4) 藤田亮策「朝鮮金石瑣談（一）」（『青丘学叢』19号、1935）。藤田は発見者として大坂金太郎のみを挙げている。

5) 6世紀後半の新羅碑である「真興王巡狩碑」と同じであることを指摘している。

6) 秦弘燮「新発見 南山新城碑 小考」（『歴史学報』13、歴史学会、1960）

7) 秦弘燮「南山新城碑の 総合的考察」（『歴史学報』26、歴史学会、1965）

8) 末松保和『新羅六部考』（『新羅史の諸問題』、東洋文庫1954）

9) 武田幸男「新羅の骨品体制社会」（『歴史学研究』4、1965）

10) 村上四男「新羅の村主」（『東洋史学論集』1、1953）。三池賢一「三国史記職官志外位条の解釈」（『北海道駒澤大学研究紀要』5、1970）

という秦弘燮の言葉¹¹⁾のように、その評価はさほど高くはなかったようである。当時の韓国学界は、文献史料に基づいた各国の政治史研究を中心とする古代史像の確立に力を注いでおり、中下級の地方官や地方在地社会のあり方を映し出す新城碑文に取り組み余力がなかったためであろうか。

そうした潮流の中であって注目されるのは地名比定である。地名比定は『三国史記』所載地名の検討とも並行して進められていたが、新城碑文の地名比定により、築城役にかかわる人物の出身地が広範にわたっていることが明らかになり、「全国的規模の動員」¹²⁾という理解の方向性が示された。これにより新城碑文は、単なる一金石文にとどまらず、当時の新羅社会を代弁する資料としての価値を見いだされることになる。

第Ⅱ期（1974年～1993年）

1974年は、新城碑研究の方向性を示す論文が相次いで出された年である。一つは李鍾旭の「南山新城碑を通じてみた新羅の地方統治体制」¹³⁾であり、もう一つは石上英一の「古代における日本の税制と新羅の税制」である¹⁴⁾。前者はいわゆる中古期における新羅の地方統治を、後者は6～7世紀の新羅における力役徴発のあり方を論じたものである。地方統治と力役は、新城碑文においては切り離して考えることのできない性質のものであるが、社会・制度史の研究に一定の概念を与え、方向性を示したという点で高く評価される。

李鍾旭論文は、新城碑文の内容をもって当時の社会相を代弁させた点に特徴がある。彼自身「南山新城碑の考察を通じ新羅中古の地方社会とそこに生きた民衆をどれほど効果的に理解できるか」¹⁵⁾と述べているように、個別資料を社会の全体像に適用するのは、新たな試みであったことがうかがえる。考察は歴名、力役体制、地方行政機構、村落構造、地方民の身分制など多岐にわたっているが、特筆すべきは、従来2段に分類してきた内容を①誓約 ②人員の記録 ③築城担当距離に三分した点、そして歴名をA集団（王京人）、B集団（郡単位の動員）、C集団（村〔王京では里〕単位の動員）に分類した点である（表3）。彼はこのA→B→Cの関係が、国家による力役動員のプロセスであると同時に国家→郡→城村という地方統治の体系を示すものと理解した。この説には後に異論が提起されているが、分類の枠組には大きな変化がない。

石上英一は新城碑文の築城と歴名に関する内容を力役という視点から捉えた。李鍾旭の論点がA～C集団の役割であったのに対し、石上は工匠・役夫の編成に注目した。彼は地名比定において新説を示し（表4）、各碑文の地名が近接している点を根拠に、「徴発された工匠・役夫は中央の築城官司に集中され再編成されて労働するのではなく、受作集団ごとに分散的に労働編成」されること、そしてそれは「在

11) 秦弘燮「南山新城碑의 綜合的考察」(前掲)、41頁

12) 李基白「永川 菁堤碑 貞元修治記의 考察」(『新羅政治社会史研究』、一潮閣、1974、292頁。初出は『美術資料』102、1969)

13) 李鍾旭「南山新城碑를 통하여 본 新羅의 地方統治体制」(『歴史学報』64、歴史学会、1974)

14) 石上英一「古代における日本の税制と新羅の税制」(『古代朝鮮と日本』、龍溪書舎、1974)

15) 李鍾旭(前掲)、4頁

表3 第1碑の登場人物の集団別分類（釈文は李鍾旭1974による）¹⁶⁾

| 職名 | 官位 | 李鍾旭 1974 | 金昌鎬 1983 | 田中 1984 | 朱甫喙 1988 | 河日植 1993 | 姜鳳龍 1994 | 李銖勳 1996 | 李文基 1996 | 尹善泰 2002 | 橋本繁 2013 |
|------|-------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 阿良邏頭 | 大舍 | A | A | A | A | A | A | A | A | A | A |
| 奴含道使 | 大舍 | A | A | A | A | A | A | A | A | A | A |
| 管圻道使 | 大舍 | A | A | A | A | A | A | A | A | A | A |
| 郡上村主 | 撰干 | | B | B | Ba | Ba | | | B1 | | |
| 匠尺 | 上千 | B | | | | | B | B | | B | B |
| | 干 | | C | C | Bb | Bb | | | B2 | | |
| 文尺 | 阿尺 | | | | | | | | C1 | | |
| | (城)作上 | | | | Ca | Ca | C1 | | C2 | | C |
| 匠尺 | 干一伐 | C | D | D | | | | C | | C | D |
| | 文尺 | | | | Cb | Cb | C2 | | C3 | | |
| 面捉上 | | | | | | | | | | | |
| □捉上 | | | | | | | | | | | |
| □捉上 | | | | | | | | | | | |
| 石捉上 | | | | | | | | | | | |

表4 碑文に見える地名の比定¹⁷⁾

| | 地名 | 秦弘燮1965 | 李鍾旭1974 | 石上英一1974 | 浜田耕策1977 | 田中俊明1984 |
|----|---|----------------------------|--------------------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------|
| 1碑 | 阿良村 奴含村 柒吐□ | 慶尚南道咸安 慶尚南道宜寧 慶尚南道咸安 | 慶尚南道咸安 慶尚南道宜寧 慶尚南道咸安 | 慶尚南道咸安 | | |
| 2碑 | 阿大兮村 阿旦兮村 答大支村 沙戸（沙刀、沙戸）城 久利城 | 慶尚北道義城 忠清北道沃川 慶尚北道尚州 | 阿旦兮村と同 忠清北道沃川 慶尚北道尚州 忠清北道沃川 | 阿旦兮村と同 忠清北道沃川 慶尚北道尚州 | 阿旦兮村と同 忠清北道沃川 慶尚北道尚州 | |
| 4碑 | 一善 古生村 | 慶尚北道善山 | 慶尚北道善山 | 慶尚南道固城 | 慶尚南道固城 | 善山もしくは固城 慶尚南道固城か |

地支配権力を媒介にして、在地の手工業・土木工事の労働編成を利用して成立」していたことを指摘した。

両者の論には、いくつかの相違点がみられる。まず李鍾旭が全国的規模だとして新羅全域における制度的定着を想定しているのに対し、石上は服属地域（国）の儀礼的性格とする点でやや限定的であること、また李鍾旭が国家による地方統治を強調しているのに対し、石上は力役動員において国家が在地の支配秩序に依存している様相を強調する¹⁸⁾。

16) 各集団内の細分化は、集団内における地位や役割の相違として捉えたものである。

17) 表では現在の地名のみ提示し、面・里レベルの比定は省略した。

18) 石上の解釈は後の研究者にも引き継がれるが、律令を成熟、それ以前を未熟と捉える日本古代史の視点から6世紀

こうした研究の進展を受け、田中俊明は当時発見されていた第1～8碑¹⁹⁾の釈文の異同を綿密に検討すると共に研究史を整理し、地方統治や力役に関する議論の補足と疑問点を提示した²⁰⁾。その一つが「(第1碑に登場する阿良、奴舎、営坵、柒吐□(田中釈文)という四つの地名のうち、柒吐□のみ地方官の名が登場しないが)村には地方官が派遣されるどころとそうでないところがあったのか」というもので、これは地方統治の研究における次の課題となった。

新城碑文の人名表記の多くは、所属(もしくは出身地)である城名や村名を伴っている。このうち村の研究においては、三国統一以前の村とは新羅に服属した小国規模の存在であり伝統的な支配秩序を有していたのに対し、統一後はそれらの村が郡や県に改編され、それらを構成する集落名として新たに「村」の語が用いられたとする指摘²¹⁾がほぼ定説化しているが、統一以前の「某」村のあり方が問題とされた。新城碑文には遼頭・道使が派遣された(城)村が登場するが、統一以前の金石文に登場する村には新羅国家から地方官が派遣されたものとそうでないものがある。両者には国家権力の介入に差があるはずであり、新羅国家は地方官が派遣された村を拠点とし、周辺地域の支配に臨んだと考えられる。このような理解のもとで、地方官が派遣された村を「行政村」、そうでない村を「自然村」として区分する考え方²²⁾が登場した。用語をめぐる議論²³⁾はあるものの、こうした区分ははおおむね妥当なものと考えられている。一方、新城碑文に登場する城はいずれも辺境地域のあり方を反映したものであり、こうした辺境に設置された城村を補完するものとして州郡制が確立していったとする見解²⁴⁾もある。

また碑文には、これら城村よりも広域の行政単位と思われる「郡」が登場する。郡については軍官的性格の強い幢主が派遣され²⁵⁾、さらに郡司という行政組織が構成されていたとする説²⁶⁾がある一方、金石文には郡に派遣された地方官が明記された例がなく不明だとする指摘²⁷⁾や、郡がいくつかの城村を合わせた広域の区分としては存在したが、郡の地方官は存在しなかったとする説²⁸⁾がある。

の新羅を未熟と位置づけている。こうした認識を「中古期の新羅社会を遅れたものと捉えている」と評する見方もある(李銖勳『新羅中古期村落支配研究』、釜山大学校博士論文、1995、11頁)

- 19) うち第7碑については、人名表記などの問題から新城碑ではない可能性が指摘されてきた。田中俊明「新羅の金石文 第8回」(前掲、1983)、40頁。金昌鎬「新羅中古 金石文の人名表記(Ⅱ)」(『歴史教育論集』4、1983)。後に明活山城碑が発見され類似性が指摘されたため、新城碑から除外された。
- 20) 田中俊明「新羅の金石文 第5回～9回」(『韓国文化』5-11～6-5、1983～1984)
- 21) 木村誠「新羅郡県制の確立過程と村主制」(『朝鮮史研究会論文集』13輯、1976)
- 22) 朱甫暉「新羅中古期の郡司と村司」(『韓国古代史研究』1、1988)、32頁
- 23) 李銖勳は「某」村の呼称自体すでに新羅国家による行政区画であり、村名を有するものはいずれも行政村と見るべきだと指摘する(「新羅村落の性格; 6世紀金石文을 통한 行政村・自然村 問題의 検討」(『韓国文化研究』6、釜山大学校韓国文化研究所、1993、24-25頁)。
- 24) 浜田耕策「新羅の城・村設置と州郡制の施行」(『朝鮮学報』84、1977)
- 25) 李鍾旭「南山新城碑를 통하여 본 新羅의 地方統治体制」(前掲)、46頁。朱甫暉「新羅中古期の郡司と村司」(前掲)、41頁および50頁
- 26) 朱甫暉(前掲)、64頁。朱甫暉は郡の下にさらに村司という行政組織が存在したことを想定する。
- 27) 李銖勳『新羅中古期村落支配研究』(前掲)、7頁
- 28) 金在弘「新羅 中古期 村制와 地方社会構造」(『韓国史研究』72、1991)、27頁。河日植「6世紀末 新羅의 力役 動員体系-南山新城碑의 記載様式에 대한 再検討」(『歴史와 現実』10、韓国歴史研究会、1993)、61-62頁

一方、力役に注目した研究としては、閔徳植の論文が挙げられる。彼は新城碑文の日付「二月廿六日」を着工日、三国史記の「七月」を竣工日とする従来の説について、農繁期を挟む5カ月間、役夫を拘束するのは農業生産を妨げるため想定し難いとし、これらの日付は、2月から7月まで連続して行われたことを意味するのではなく、春期の作業と秋期の作業という別々の工期を指すものではないかとした²⁹⁾。

力役の実態を考える上で注目されるのが、実際に築城役を担ったとされるC集団である。表5は第2碑のもので、「阿大兮村作上人」以下7名の工人がC集団とされているが、表を見ると彼らを徴発する立場にある3名の道使と所属が一致していないことが分かる³⁰⁾。こうした地方官の管轄城村を出身とする役夫が碑文に登場しない例について、河日植は碑文の内容を検討しつつ「役夫は地方官の管轄城村からも動員されたが、碑文には記載されなかった」と解釈した。さらに先の複数の工期を想定する見解を参考にしつつ、碑文に記載されなかった役夫が動員された工期が存在し、築城役は碑文に登場する工期（例えば第一期）を含め、数回にわたって交替で行われたと解釈した³¹⁾。一方、築城に伴う受作距離は郡単位で設定され、傘下の城村に割り振られたとした³²⁾。力役については、築城役と築堤役に関する碑文を比較し、二つの力役に動員された工人（匠人）はそれぞれ異なるとする指摘³³⁾もある。

総じて第Ⅱ期は中古期の新羅史、特に地方統治（支配）への関心が最も高まっていた時期でもあり、新城碑文に登場する村主や上人³⁴⁾、外位³⁵⁾などを踏まえた多くの論著が出された。また6世紀の金石文資料が相次いで発見された時期でもあり³⁶⁾、新城碑の追加資料としては第7、第8碑³⁷⁾が、また同じく築城役にかかわるものとして明活山城碑³⁸⁾が発見された。こうした新資料の登場を背景に、文献史料を中心とする学界の関心や研究対象は、次第に金石文をはじめとする一次史料に移行していったのである。

表5 第2碑の歴名
(河日植積文)

| 所属 | 職名 | 官位 |
|---------|------|----|
| 阿 旦 兮 村 | 道使 | 小舎 |
| 仇 利 城 | 道使 | 小舎 |
| 答 大 支 村 | 道使 | 小舎 |
| 沙 刀 城 | 郡中上人 | 貴千 |
| 久 利 城 | | 撰千 |
| 沙 戸 城 | 匠尺 | 上千 |
| 阿 大 兮 村 | 文尺 | 一伐 |
| | 作上人 | 上千 |
| | 工尺 | 一伐 |
| | 文尺 | 一尺 |
| | 面石捉人 | 一伐 |
| | □石捉人 | 一尺 |
| | □石捉人 | 彼日 |
| | 小石捉人 | 彼日 |

29) 閔徳植「新羅의 慶州 明活城에 관한 考察——新羅王京研究를 위한 一環으로——」(『東方学志』74、1992)、125頁

30) 阿旦兮村と阿大兮村は音が近い同村だとする見方もあるが、だとしても仇利城、答大支村の工人は皆無である。

31) 河日植「6世紀末 新羅의 力役 動員 体系-南山新城碑의 記載様式에 대한 再検討」(前掲)、228-229頁

32) 河日植 (前掲)、226-227頁

33) 金昌鎬「金石文資料로 본 古新羅의 力役 体制」(『新羅文化祭學術發表會論文集』13、1992)

34) 李宇泰「新羅의 村과 村主-三国時代를 中心으로-」(『韓國史論』(ソウル大学校)7、1981)。朱甫暉「明活山城作城碑의 力役動員体制과 村落」(『西巖趙恒來教授華甲紀念 韓國史學論叢』、1992)

35) 權惠永「新羅外位制의 成立과 그 機能」(『韓國史研究』50・51、1985)

36) 丹陽新羅赤城碑 (1978)、蔚珍新羅鳳坪碑 (1988)、迎日冷水里新羅碑 (1989) などである。

37) 朴方龍「南山新城碑 第8碑・第9碑에 對하여」(『美術資料』42、国立中央博物館、1988)。ここで言う第8、第9とは、第7碑が除外される前の番号で、第7碑が新城碑ではないとして除外された後、第7碑、第8碑と命名された。

38) 朴方龍「明活山城碑の検討」(『美術資料』41、国立中央博物館、1988)

第Ⅲ期（1994年～現在）

第Ⅲ期の特徴は、新資料（第9碑）の登場と、方法論の転換にある。第9碑³⁹⁾は、現在10基⁴⁰⁾とされる新城碑のうち、第1、第2、第3碑に続く第4番目の完形であるという点で貴重なものであったが、最大の成果は、その発見場所にある。南山新城内で発見された最初の碑であると同時に、城壁の城内側から数メートルの場所に埋まっており、これが立碑当初の原位置に近い可能性が高いと判断される点である。



第9碑発見地点の写真（筆者撮影）

左：城内からみた第9碑の発見位置 右：城外からみた発見位置の外壁

第9碑文の特徴は、歴名が地方人のみであるという点にある。従来の新城碑文は、中央（京）の役夫を動員した記録である第3碑を除けば、動員された地方人とそれを主導した地方官が並記されていたが、第9碑には地方官が記載されていなかったのである。その理由については、地方官は存在したが記載されなかったとする見方が多数を占めたが、該当地域に地方官が派遣されなかったとする姜鳳龍の見解⁴¹⁾は特徴的である。力役動員や地方支配をめぐる論者の解釈は、おおむね従来の自説を補完するもの⁴²⁾であったが、この議論の中で新たに記載内容の「型式」という視点が取り入れられた点は注目される。

記載様式（型式）の語は以前から用いられてきたが、それらは厳密には内容の分類であって記載順の異同などを碑別に検討したものではなかった⁴³⁾。これに対し朱甫暉は、記載内容をいわゆる型式分類として考察し、碑文が「誓事」→「人名列挙」→「受作距離」の順に登場するものを第1型、「誓事」→「受作

39) 朴方龍「南山新城碑第9碑 発見略報」（『韓国古代史研究会会報』33、1994）。朴方龍「南山新城碑第9碑에 대한 檢討」（『美術資料』53、1994）

40) 第9碑発見の後、2000年に第10碑（碑片）が発見された。国立慶州文化財研究所『浦項中城里新羅碑』、2009、72頁。

41) 姜鳳龍『新羅 地方統治体制 研究』（ソウル大学校 大学院 博士学位論文、1994）、79頁。彼は第9碑の郡名を「伐伐郡」と判読して現在の慶尚北道榮州市（当時は榮豊郡）順興面に比定しつつ、同地の在地勢力が強盛であったため地方官が派遣できなかったと理解する（前掲、81-82頁）。

42) 金昌鎬「南山新城碑 第9碑의 再検討」（『釜山史学』30、1996）。李銖勳「南山新城碑의 力役編成과 郡（中）上人——最近에 發見된 第9碑를 中心으로——」（『釜山史学』30、1996）

43) 河日植が論文の題に付した「記載様式」も、実際のところは内容の分類である。

距離」→「人名列挙」の順を第2型とし⁴⁴⁾、第9碑と第3碑が第2型であることを指摘した⁴⁵⁾。

表6 第3碑・第9碑の歴名と分類⁴⁶⁾

| 第3碑 | 職名 | 官位 | 李鍾旭 1974 | 金昌鎬 1983 | 田中俊明 1985 | 河日植 1993 | 李銖勲 1996 | 李文基 1996 | 尹善泰 2002 | 橋本繁 2013 | | |
|-------|------|----|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---|---|
| | 部監 | 大舎 | A | A | A (+B?) | A | A | A | B1 | B | B | |
| | 大舎 | | | | | | | | | | | |
| 文尺 | 小舎 | C | D | D | B | B | B | B2 | C | C | | |
| 里作上人 | 大舎 | | | | | | | | | | | |
| | 小舎 | | | | | | | | | | | |
| 文尺 | 吉士 | | | | Ca | D | D | C | C | C1 | C | C |
| | 大鳥 | | | | | | | | | | | |
| 面石捉人 | | | | | | | | | | | | |
| 圍石捉人 | | | | | Cb | D | D | C | C | C2 | C | D |
| | 小鳥 | | | | | | | | | | | |
| 小石捉上人 | 小鳥 | | | | | | | | | | | |
| 第9碑 | 職名 | 官位 | 朴方龍 1994 | 朱甫暉 1994 | 姜鳳龍 1994 | 金昌鎬 1996 | 李銖勲 1996 | 李文基 1996 | 尹善泰 2002 | 橋本繁 2013 | | |
| | 郡上人 | 撰干 | B | Ba | B | B | B | B1 | B | B | | |
| | | 上干 | | | | | | | | | | |
| | 匠尺 | 上干 | C | Bb | B | C | B | B2 | C | C | | |
| | | 上干 | | | | | | | | | | |
| | 文尺 | 一伐 | | | | | | | | | | |
| | 城促上人 | 上干 | D | Ca | C1 | D | C | C1 | C | C | | |
| | 工尺 | 一伐 | | | | | | | | | | |
| | 文尺 | 阿尺 | | | | | | | | | | |
| | 面捉 | 一尺 | | Cb | C2 | D | C | C2 | C | D | | |
| | 面捉 | 阿尺 | | | | | | | | | | |
| 死捉人 | | | | | | | | | | | | |
| 小石捉人 | | | | | | C3 | | | | | | |

こうした第3碑と第9碑の共通性は、第3碑の集団分類に対する新たな理解にもつながった（表6）。第3碑の歴名はいずれも中央（京）の六部人であり、地方官の不在は当然視もしくは例外とされ、注目されてこなかったが、ここにきてあらためて疑問視されることとなったのである。第3碑の部監については、第1、2、3碑のC集団の職名が共通していることを根拠に、第3碑の部監が第1・2碑のA・B集団に該当するとみなされて以来（表ではA集団と表示）⁴⁷⁾、B集団を不在とする考え方がほぼ踏襲されてきた。その後、従来のA集団をAとBに区別する傾向が見られたが、A集団の不在という発想には至

44) さらに朱甫暉は、第5碑文の推読に基づき、郡出身者と城村出身者の間に受作距離が挿入される第3型を想定している。

45) 朱甫暉「南山新城의 築造와 南山新城碑——第9碑를 中心으로」(『新羅文化』10・11、1994)、46頁。ただその共通性が意味するところについては何も触れていない。

46) 職名の釈文は、第3碑は田中俊明論文から、第9碑は朴方龍から採った。

47) 李鍾旭（前掲）、18頁

らなかった。

これに対し李文基は、第3碑の部監・文尺は、第1・2碑におけるB集団に近い構成を有していること、第1・2碑B集団の文尺は村主・上人を補佐する存在とみなされ、第3碑の文尺も部監の補佐役とみなされる。そのため第3碑の部監・文尺は、第1・2碑のA集団（道使・邏頭）よりもB集団（村主・上人）として分類されるべきであるとした⁴⁸⁾。こうした解釈が可能となったのは、A集団が不在である第9碑の影響があろう。

尹善泰は、こうした型式論と集団の分類における第3碑と第9碑の共通性を、碑文そのものの性格と結びつけた。彼は地方官が記載された碑をI型式（主碑）、記載されない碑をII型式（従属碑）とし、特にI型式の碑は郡（部）単位全体作業区間内の標識であり、作業区間の起点にA集団（地方官）が記載されたI型式の碑が立てられ、次いでA集団の管轄である城村（里）が担当する区間にそれぞれII型式の碑が立てられたと解釈した（表7）⁴⁹⁾。

表7 築城役の担当区間と立碑の概念図（尹善泰論文）⁵⁰⁾

| | | | | | | | |
|------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 従属碑6 | 従属碑5 | 従属碑4 | 従属碑3 | 従属碑2 | 従属碑1 | 主碑 |
| | 割当区間7 | 割当区間6 | 割当区間5 | 割当区間4 | 割当区間3 | 割当区間2 | 割当区間1 |
| ←——主碑に記載されたA集団が管轄する全体担当区間——→ | | | | | | | |

また第9碑文の特徴として、表8のように、登場人物が所属Iの「徒」でありながら所属IIの間人でもあるという記載が挙げられる。この二つの所属（城村）の関係については、所属Iが行政村であり、所属IIはこの行政村を構成する自然村であるとする見解⁵¹⁾があるが、尹善泰はこれに加えて城山山城出土木簡のうち彼の言う「名籍木簡」の型式に付合するものであると指摘した⁵²⁾。

尹善泰が記述型式に基づいて新城碑（厳密には碑文）の性格を分類した背景の一つに、1990年代以降、韓国で本格的に報告され始めた木簡資料、特に城山山城木

表8 第9碑の地名⁵³⁾

| 所属I | 所属II | 職名 | 官位 |
|---------|------|------|----|
| 伐郡中伊同城徒 | | 郡上人 | 撰干 |
| | 生伐 | | 上千 |
| | 同村 | 匠尺 | 上千 |
| | □答村 | | 上千 |
| | 生伐 | 文尺 | 一伐 |
| | 伊同村 | 城徒上人 | 上千 |
| | 指大□村 | 工尺 | 一伐 |
| | 伊同村 | 文尺 | 阿尺 |
| | 伯干支村 | 面捉 | 一尺 |
| | 同村 | 面捉 | 阿尺 |
| | 伊同村 | 牙捉人 | |
| 伯干支村 | 小石捉人 | | |

48) 李文基「新羅南山新城築城役의 '徒上人'分団——第9碑로 본 作業分団의 役割 区分에 대한 一試論——」（『碩啓尹容鎮教授停年退任紀念論叢』、1996）

49) 尹善泰「新羅 中古期の 村과 徒 - 邑落의 解体와 關連하여-」（『韓國古代史研究』25、2002）

50) 表は尹論文に基づいて篠原が作成した。便宜上、右を起点とした。

51) 朱甫暉「南山新城의 築造와 南山新城碑-第9碑를 中心으로」（前掲）、56-58頁

52) 尹善泰「新羅 中古期の 村과 徒 - 邑落의 解体와 關連하여-」（前掲）、167頁

53) 尹善泰釈文による。人名は省略した。

簡の研究がある。木簡研究に用いられる型式・書式の分類が、200基余りと予想される共通の書式をもった碑文に適用されたのである。第Ⅰ・Ⅱ期が単なる「記録としての碑文」研究であったとすれば、第Ⅲ期は「文書としての碑文」という視点の登場期と言えよう。

その後しばらく南山新城碑の専論は影を潜めるが、6世紀の築城役に関する橋本繁の最近の論考⁵⁴⁾は、自身の木簡研究の成果を踏まえて南山新城碑と明活山城碑を分析したもので、既説を検討しつつ、いくつかの新説を提示している。

まず地名比定においては、第9碑の郡名を従来「伋伐郡」（現慶尚北道栄州市順興面）⁵⁵⁾と判読してきたのに対し、橋本は新たに仇伐郡と判読し、『三国史記』の尚州古昌郡高丘県の旧名「仇火」に通じる地名だとして現在の義城郡丹村面一帯に比定した。さらに他の新城碑文の地名が辺境であるのに対し、義城に比定される仇伐は5世紀後半には新羅領に収まっており、早い段階で新羅領となっていたために地方官が派遣されなかった可能性を想定した。

一方、動員された役夫については、従来研究者の多くが特に根拠のないまま、碑文に登場しない多くの役夫が従事したであろうと考えてきたのに対し、彼は朝鮮時代の金烏山城（現慶尚北道亀尾市所在）の例を挙げ、おおよそ碑文の役夫のみで築城役をこなすことが可能であったと指摘した。また力役動員のあり方については、明活山城碑段階では郡に一人しか地方官を派遣できず城村レベルでの掌握が困難であったが、新城碑段階になると城村を単位とする、しかも均等な人員の確保が可能となったとし、地方支配の進展を指摘した。また城山山城木簡の内容については、明活山城碑の段階に近いと考えた。碑文の字句や内容の相違を考える際、「王権の強化、権力の浸透」を尺度として時期的・段階的に説明する手法は、特に6世紀の金石文資料においてよく用いられるものである。一方釈文においては、10基すべての釈文表を掲げ、さらに誓約文を含む碑片すべての復元案を作成している。これは碑石の規格が新たな分析対象となる可能性を示したもので注目される。

おわりに

近代歴史学の手法が朝鮮史研究に用いられてから1世紀以上が過ぎた。この間、金石文や木簡といった非典籍資料の発見・出土により、三国統一以前の新羅史研究にも大きな変化、進展が見られた。南山新城碑の研究もまた「新たな碑の発見」を経験しつつそうした視点・方法論の変化と共に歩んできたのであり、その意味においては新羅史研究の軌跡を象徴しているとも言えよう。

新城碑研究においては、地方官の有無を基準とする城村支配に対する理解はほぼ共通していると言えるが、特に力役の実態については不明な点が多く、また書式という新たな視点をめぐる議論も進んでいない。力役の実態については南山新城そのものの検討も必要である。南山新城はいまだ本格的な発掘調査がなされていないが、今後そうした調査が進めば、碑文のみでは解決されない多くの情報が得られるものと期待される。

54) 橋本繁「中古新羅築城碑の研究」(『韓国朝鮮文化研究』12号、2013)

55) 栄州市は、発見当時は栄豊郡であった。

今後関心を払うべき対象として筆者が注目するのは、新城碑が持つ制度史的側面である。新城碑が新城碑とされる理由の一つが「辛亥年二月廿六日南山新城作節如法以作後三年崩破者罪教事為聞教令誓事之」という冒頭の34文字である。これは南山新城の築城に際し、三年以内に崩壊すれば罪に処すことを担当者に誓約させた文で、完形4基（第1、第2、第3、第9碑）をはじめ、碑片4基（第4、第5、第7、第10碑）にもその一部が確認されている。つまりこの34文字は新城碑文に共通の書式であり、新城碑の性格を規定する最も重要な内容である⁵⁶⁾と言えよう。ただこの文はいわゆる語順や用語が中国の漢文とは異なる新羅漢文であり、碑ごとに異なる歴名部分に研究が集中したこともあって、その解釈⁵⁷⁾は共通の理解を得られておらず、今後さらなる検討が必要である。

56) 朱甫暉「南山新城의 築造와 南山新城碑-第9碑를 中心으로」(前掲)、46頁。一方でこの誓約文は形式的なものであったとする見方もある(河日植「6世紀末 新羅의 力役 動員 体系-南山新城碑의 記載樣式에 대한 再検討」(前掲)、61-62頁)

57) 河野六郎「古事記に於ける漢字使用」(『古事記大成』第三卷 言語文字篇、1957)。李明植「南山新城碑」(韓国古代社会研究所 編『譯註 韓国古代金石文』Ⅱ(駕洛国史蹟開發研究院、1992)。朱甫暉「南山新城의 築造와 南山新城碑-第9碑를 中心으로」(前掲)。南豊鉉「上古時代に 있어서 借字表記法の 發達」(『口訣研究』16、2006)。洪承佑『韓国 古代 律令의 性格』(ソウル大学校 大学院 博士論文、2011)